

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

令和8年3月11日

議会基本条例制定特別委員会

速報版

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

午後1時29分開会

○鹿浜昭委員長 皆さんこんにちは。

ただいまより議会基本条例制定特別委員会を開会させていただきます。

————— ◇ —————

○鹿浜昭委員長 記録署名員の指名をさせていただきます。

くじらい委員、岡安委員、よろしく願いいたします。

————— ◇ —————

○鹿浜昭委員長 次に、議会基本条例制定に関する調査研究についてを議題といたします。

初めに、前回の委員会で検討した条文案についてですが、いただいた御意見を反映させて、本日改めてお示しさせていただきました。資料1ページから3ページとなりますので、事務局から説明をお願いいたします。

○区議会事務局長 ホチキスで留めてある資料を御覧いただきたいと思います。1ページです。

前文で、「一方」というところであつて、そこが少し対比する形で御意見いただきまして、直したのがそこに二重線で引いてあるのが前回、それを直したのが少しゴシックとなっています。読ませてもらうと、「長い歴史と豊かな文化を有し」から「住みやすいまちに大きく変化しています。このような中」というふうに直させていただきました。

そのすぐ下の「議会とは」の「と」を取らせていただいております。1ページ一番最後は、(4)のダブっているところを削除させていただきました。

1枚おめくりいただいて、2ページを見ていただくと、一番上の方「福祉の増進」というところを「ウェルビーイングの向上」に直させていただきました。

き、真ん中のところが「品位を保持」というのが皆様にいろいろ御意見、御議論いただいて「秩序を保持」に、この表現は自治法でもこういう表現があるので、そこを取らせていただいております。

あと、その下「3、態度」というところを「賛否」に直させていただいて、3ページにいきますと、一般質問のところを「区の一般事務につき」というのを一々入れないということで削除させてもらい、あとは「行使するために」というふうに直させてもらったところでございます。

前文1ページから3ページまでは、今お示したとおりの修正をさせていただいたところでございます。

説明は以上でございます。

○鹿浜昭委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明、1ページから3ページなのですが、これについて何か御意見等ございますか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鹿浜昭委員長 これでは決定ではないものですから、何かお気づきの点がございましたら、是非次回以降議題に上げていただければ、また取り上げさせていただきます。

それでは、御了承ということで、よろしくお願いいたします。

次に、前回に引き続き他の条文案の検討をさせていただきます。

資料の4ページ、5ページの内容について、固めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、条文案について事務局から説明をお願いいたします。

○区議会事務局長 4ページ、5ページ併せて説明させていただきます。

4ページの一番上が議員活動環境整備で、ここが少し足立区の独自のところとなっております。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

そして、次の危機管理というのが地震とか災害があったときの状況でございます。そしてあと、続きに、事務局の体制のこと、そしてあとは、議会図書室のこと、そして、その下が政務活動費で、我々公開していますので、その辺りを少し多めに書かせていただいております。

5ページに行って、政治倫理があります。ここは、少しまた皆様も御議論いただきたいと思いますが、一番最初こういう政治倫理というか、そのところで議論が始まって、話が膨らんでこの基本条例まで行っていますが、政治倫理のところですよ。そして、他の条例との関係を記載した上で、最後条例の見直しを、要するに4年間のうちに1回以上検証して、そして、その結果必要なときには、条例を改正するという内容になってございます。

簡単でございますが、4ページ、5ページ以上でございます。御議論よろしくお願ひしたいと思います。

○鹿浜昭委員長 ありがとうございます。

それでは、この4ページ、5ページについて、何か御意見等ありますか。

○ぬかが和子委員 政治倫理のところなのですが、(2)のところの「行動規範重視も」はいいし、「節度と品位を守る」もいいのですが、「議会の権威を損なうことなく」というのが、大体議会の権威というのは何なのですか。「議会の権威を損なうことなく」という表現は、区民目線から見たときにどうなのだろうかと。もっと言うと、これがなくてもいいのかと思ってしまうぐらいなのだけれども。大体議会の権威というのは何ですか。自治法にはそういう規定はないのですか。

○区議会事務局長 すみません。本音でと言うか、どこか少し参考にさせていただいたところに書いてあったので、今、ぬかが委員おっしゃったように、何かと言われるとちょっと今説明できない状態でございます。申し訳ございません。

以上でございます。

○鹿浜昭委員長 確かに、ちょっと何か偉そうな雰囲気を感じるよね。

○★★委員 文言を変えて、でも、何か議会が残ってしまう気がするのですね。

○鹿浜昭委員長 そうですね。

○★★委員 品位というとなまた権威になっちゃうのか。

○ぬかが和子委員 気持ち的には同じ言葉になってしまうから品位というわけにはいかないかもしれないけれども、今、岡安委員が言ったみたいに品位とかだったらまだ違和感ないよなど。

○鹿浜昭委員長 権限。

○区議会事務局長 要するに、権威を損なうことなくでは、少し上目線で偉ぶっている感じがするということなので、そこをちょっと・・・。ごめんなさい、今、何かとお出しできませんが、そこを少し考えさせていただいて、また皆様にお渡ししたいと思います。趣旨はよく分かりましたので、直させていただきたいと思います。

○岡安たかし委員 条例の見直しこの5ページ。

ここは、(1)に4年間で1回以上検証と。変な話、例えば10回でもいいわけですが、これは、誰が1回でいいとか、5回にしようとか、次の年やろうとかと、誰が、どこで決めるのですか。難しいですか。

○区議会事務局長 なかなかどこでというのは難しいですが、何かこういう検討する会が立ち上がってなければ、そこは、当然幹事長会でやることかなと思っております。

○石毛かずあき委員 僕は、ちょっとぬかが委員の次の(3)番なのですが、今、予算特別委員会でも様々な質問等があって、ここは大事などころになってきていると思うのですね。それで、「議員は自己の利益に偏することなく、偏ることなく」なのなのですが、多分ここに、いろいろなものがいっぱい入っていると思うのです。「自

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

己の利益」というのは、特に、要するに、議員の私的な利益のためにということになると思うのですけれども、そこに我々が気をつけなければいけない契約のこともあったり、また処分のことだったり、様々な特定のものに対する利益ですよね。利益につながるようなことをやったらいけないということになると思うのですけれども。この辺もうちょっとしっかりと、どうせだったら書いた方がいいのかなというふうに思っています。

例えば「議員は公共の利益を最優先して、私的な利益のために権限やその影響力を行使する・・・」ということは、何かそういった行使しないで公平公正の原則に立って、不正や疑惑を・・・というような感じにつなげた方が何か・・・どうなのだろうと。いいのではないかなというふうに、ちょっと、おとといそう思ったのですけれども。

- 鹿浜昭委員長 もうちょっと具体的にという感じなんだよね。
- 石毛かずあき委員 どなたかの質問で・・・。
- 鹿浜昭委員長 確かに「利益に偏すること」ではなくて。
- 石毛かずあき委員 ちょうど今★★かなと思って。
- 区議会事務局長 今の御意見よく分かりましたので、もう少し具体的に書き込んで、またお示しさせてもらいたいと思っております。
- 石毛かずあき委員 御面倒お掛けしますけれども。
- 伊藤のぶゆき委員 今の話聞いていたら、「自己の利益に偏することなく」ということ自体がこの1番目の「常に清廉にして誠実な態度」というのと同じ意味なのではないですか。「常に清廉にして誠実な態度を保持し」ということと「自己の利益に偏することなく」というのは、多分同じ意味ですよね。清廉という言葉を調べると。
- ★★委員 1番目ですね。
- 伊藤のぶゆき委員 「常に清廉にして」というのは、どういう意味なのかなと調べたら、結局この

「自己の利益に偏することなく」ということとほぼ同じような「心が清く、私欲のないこと。私欲を計る心がないこと」と書いてあるから。

- 鹿浜昭委員長 清廉がね。
- 伊藤のぶゆき委員 同じ意味なのかな。
- ★★委員 ★★。それをちょっと・・・そうですね。
- 区議会事務局長 少なくとも今★★というか少し具体的に書き込んでいくので、少し印象は違うと思いますけれども、もう一度、似たようなだったり、ダブっているのがあれば少しそこを修正した上で、またお示しさせてもらいたいと思っております。もう少し具体的に書き込んでいくので、ちょっと印象が違って来るかなというふうに思っております。
- 富田けんたろう委員 今のところでいうと、多分1と3は確かにうまくまとめられるかなと思うのと、あと、3については「努める」という努力目標になっていますけれども、「努力義務」ではなくて、「しなければならない」とかに変えてもいいのかなという気はしました。
- あと、2については、議会の権威のところですが、議員としての品位と節度を守ろうねという多分条文だと思うので、「議会の権威を損なうことなく」というこの文言は、別にとっ払っていいのかなと思いました。でも、そうすると、それこそ1・2・3が似たり寄ったりになってくるというのが事実としてあるかなと思います。ちょっとどうするか・・・。
- 岡安たかし委員 さっきも言ったとおり、これ、議員だけにしてしまうと個人だけというふうにも取れてしまうので。でも議員というのは、その集合体として議会がある。よく議会に対して、軽視ではないかというような質問する議員いますけれども、議員に対してと言わない、議会に対してと言っているのは、やはり議員全体に対するこの議会という・・・何というのかな・・・一つの集合

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

体としてという意味合いというのも大事だと思うのですね。ここは、文言は、いろいろ変えるにしても「議会」という言葉、やはり「議員」と「議会」と両方残した方がいいのかなと個人的には思うのですよね。

- 鹿浜昭委員長 政治倫理・・・その辺どうですか。何かありますか。
- 区議会事務局長 皆さんのお話は、すごくいろいろいただいていますけれども、ダブらないようにする、そして、今確かに議員のことも議会のこともうまく書くと。もう少し具体的にということ、ちょっと私どもも随分イメージできてきましたので、そのような形で直させていただきたいと思いますので、ダブらないようにする、議員も議会も。あと、もう少し具体的に書き込むということはやらせていただきたいと思います。
- くじらい実委員 ちょっと先ほど岡安委員からの条例の見直しのところで、幹事長会で検討する話なのかなというところなのですけれども、ちょっとこれは質問というよりか、ちょっと調べてもらいたいというのが、これは、多分ほかの区の条例も恐らく同じ表現しているところが多々あって、ほかの区というのは、もう実際条例が動き出している中で、具体的にどういう形でこの4年間議論をされているのかなというのが分かれば教えてもらいたいと思います。
- 鹿浜昭委員長 そういう情報ありますか。
- 区議会事務局長 ちょっと今また調べた上でお答えさせていただきます。今出たのは、板橋区などは、議会運営委員会で見直ししたりしていて、多分いろいろなやり方は、議会運営委員会だったり、そういう検討会を立ち上げたりとかいろいろやり方あると思いますので、そこは調べて、皆様にお示ししたいと思っております。
- 石毛かずあき委員 ちょっと別の話で。今、伊藤委員もお話されていたのですけれども、ごめんなさい、(1)の議員活動の環境整備の方に戻って

しまうのですけれども、この中で、1行目に「妊娠・出産、育児中の議員が」と出ていますね。育児中となれば育児と保育サポートのことだなというところはイメージもできますし、出産となれば産休とか育休とかそういったこともイメージできるのですけれども、今伊藤委員もおっしゃったのですけれども、介護とか看護となるとどうなのか。たしかうちの議員の方々の中でも、結構介護で大変な思いされている方というのは、たしかいらっしまったと思いますし、やはり時代が時代で、これからそういったことというのは、やはり出てくると思うのです。なので、せっかく足立区議会独自の・・・となっているので、その辺もちょっとイメージできるような文言に追記というか、した方がいいのではないかと思います。

- ★★委員 妊娠・出産・育児等を入れてしまえば。
- ぬかが和子委員 等の中にね。
- ★★委員 前が等になっているのですよね。
- ★★委員 だったら介護と入れた方が何か分かりやすいですね。
- 区議会事務局長 我々の欠席届の欠席事由にも、家族の看護又は介護とか入っていますので、おっしゃったとおり少し書き込んで、膨らませて書きたいと思います。
- 富田けんたろう委員 今のところで、(2)障がいを持つ議員の活動を保障するために、バリアフリーの推進というのは分かるのですけれども、情報コミュニケーションというのがちょっとよく分からないかなと。
- ★★委員 ただ、視覚聴覚調査のそういうことが必要ですとか。
- ぬかが和子委員 聞こえないとか見えない人を介助する。足立区、磁気ループ入れたのも区議会すごい早い方だし。
- 富田けんたろう委員 それを情報コミュニケーションですか。
- ぬかが和子委員 そう。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○★★委員 俺も勝手にそう思っていたのですけれども。

○ぬかが和子委員 区の条例でもコミュニケーション、障がい者の情報コミュニケーションと載っているから。

○鹿浜昭委員長 よろしいですか。

○富田けんたろう委員 ちょっと一般的になじみがあるのかな、何か調べてもあまり出てこない。その情報コミュニケーション学部とか大学の学部にはあるみたいですが、よく聞きますけれども。

○区議会事務局長 今、今、富田委員は、やはりこの情報コミュニケーションという言葉だと、今そういうのは伝わらないという趣旨でおっしゃっているとしますので、少し具体的に伝わる言い方をもう少し考えさせてもらいたいと思います。

○鹿浜昭委員長 あと、今の（１）なのですが、**「議会は議会活動と育児等の両立を支援するため」というと、何かこう議会活動、育児の両立**というのは、何か全然意味が分からないので、**「議員の」ということを入れた方がいいのかな**というふうに思ったのですけれども。

○ぬかが和子委員 なるほど。

○鹿浜昭委員長 議員に対する議会……。

○ぬかが和子委員 そうですよ。だって……★
★の代表である議員活動の環境整備と書いてあるのだから。

○区議会事務局長 そのように直したものをまた皆さんにお示したいと思います。

○ぬかが和子委員 こうやって議論してきて出来上がりがつつあるのを見て、それこそ昨今の予算特別委員会のことを思い浮かべながら、ちょっと見ていたのですけれども。議会の特に議員の役割のところ、政策立案とかいろいろな役割あるのだけれども、それとともに、やはり行政の監視チェックというところが大事な役割だという機能を、この予算特別委員会でもあったと思うのですけれど

も、それがどのくらい出ているのかなと思ったら、議会の活動原則の（２）には入っているのですよ。だから１ページ目のところには入っているのですけれども、議員とかそれ以外のところには一切ないというような感じで、何でそうかなと思ったときに、恐らくこれは、モデルとしている自治体とか議会のところというのは、大体今例の議員のベスト何とかだとか、議会改革ランキングのチェック項目の中に、流れとして議員がまとめて政策立案するとか、議員の政策立案をそれこそ党派を超えてやるとか、そういうところがすごく重きを置かれている。そういう背景の中で条例が作られつつあるのかなというふうに思ったのです。だから政策立案とか提案の部分は、結構豊かに反映されているのですけれども、もう一方での大事な役割であるなぜ車の両輪かというところのチェック機能という部分がちょっと弱いかないという気がしてしまっただけです。全然小さい話ではなくて、しかも戻って申し訳ないのですけれども。

○★★委員 今の話というのは、二元代表制の話なのかと思ったときに……。

○ぬかが和子委員 その二元代表制のところでは、「機能の違いを認識し」なのだよ。

○★★委員 この３ページの１ですよ。私も、これでは不十分という……。

○ぬかが和子委員 二元代表制において、区長等々の機能の違いを認識するわけですよ。対等で緊張の関係を保持する。では、その二元代表制で議決権を有する議会の機能というのは何なのかというのを見ると……。

○鹿浜昭委員長 確かにチェック機能が書いていないね。

○岡安たかし委員 ただいまのぬかが委員の話聞いて、前文にもちょっとそんなようなことが入ってもいいのかなとも思ったのです。

○ぬかが和子委員 そうね、前文に入っていれば……。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○岡安たかし委員 前文もぬかが委員が言われるとおり、二元代表制のことは書いてあるのですけれども、だから何なのか、なんですよ。やはりそのチェックと今、鹿浜委員長言われたそういうような機能を有しているというのは、これを読んで区民は分からないだろうなど。

○ぬかが和子委員 ここはとても大事な・・・。

○岡安たかし委員 区民の意見を聞いて、しっかりと決定していくというような云々と書いてある。区長も区長で二元代表だからやりますよ。でも、議会は、今度その執行機関のチェック機能というのを有している。そのところは書いていないかな、どちらにも。この条文の方にも前文にも。

○ぬかが和子委員 その辺のニュアンスがもう少し・・・。

○岡安たかし委員 感じられるような一文があると・・・ということですね。

○鹿浜昭委員長 そうだね。二元代表制当たったけれども・・・。

○★★委員 緊張のある関係・・・。

○鹿浜昭委員長 基本中の基本だものね。

○区議会事務局長 分かりました。前文だったり、ほかの議会の活動原則だとうまく入れられるところに、そのチェック機能のことを少し膨らませて入れさせていただきたいと思います。

○鹿浜昭委員長 何で入っているのかな。確かにそうだな。

ほかに何か気づいた点。

○石毛かずあき委員 1点だけちょっと気になって。議会事務局のところなのですけれども。議会は、議会運営及び議会活動の円滑化及び云々とあって、議会事務局の機能強化及び十分な★★の整備なのですけれども、区議会事務局の仕事として、当然この文言の中に多分入っていると思うのですけれども、例えば議員の調査研究とか、法的サポートというところがありますよね。それを充実させるために人員とか体制とかの確保ということも考え

られるではないですか。それが分かるような文言がどこだかが分かればいいのですけれども、せっかくここまで出てきているので、そうしたこともやっている、そういうこともちょっと入れておいた方がそのための強化なのだという文面の方が今に合っているのではないかというふうに思うのですけれども・・・議会の会議の運営だけのことだけになっているような・・・。

○ぬかが和子委員 なるほど。

○石毛かずあき委員 中身が全く分からない・・・。

○区議会事務局長 少し調査研究だったり法的なサポートのところもうまく入れ込むようにさせていただきたいと思います。

○富田けんたろう委員 この条文の主語が「議会は」になっているのですけれども、これを純粋に読むと何か別に議会が議会事務局の組織体制の整備を行うわけではないのかなという気はしているのですけれども。

要は、議会事務局の組織体制の整備というのは、あくまでも役所の問題、役所内部の話であって、議会は切り離されています・・・。

○鹿浜昭委員長 切り離されて独立しております。

○富田けんたろう委員 独立しているから、そうなのですけれども・・・なるほど。

○★★委員 その部分気になっていたのですけれども。

○ぬかが和子委員 独立性をちゃんと記しておかないと。

○富田けんたろう委員 だからちゃんと担保されていないということのかな・・・独立している機関ということで・・・。

○鹿浜昭委員長 あまり・・・ね。

○富田けんたろう委員 そういう認識で。

○ぬかが和子委員 確かにこの議会運営と活動の円滑化ですか。さっきの石毛委員の話に戻るけれども、私たち政務活動費のあれを勉強したときも政務活動費そのものも使える人というのは、政策調

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

査だから事務局員というのは、政策調査補佐員という位置付けですというのが一般的に言われているというふうに政策調査活動というのが議員の活動では、また議員を補佐する活動としては、本来中心でなければいけないので、そう考えると石毛委員の指摘はちょっと大事なかなど。政策調査の部分の表現がないというのはね。思いました。

○鹿浜昭委員長 もうちょっと具体的に入れますか。

○区議会事務局長 繰り返しますけれども、政策調査だったり調査研究だったり法的なサポートだったり、ここに書いてある議会運営以外のところで今やっけていて、皆様を支えているところを少し書き込ませていただきたいと思います。

○★★委員 シンプルに書いていただいたのですが、それでも。

○★★委員 ここからも変なのですよ。議会事務局は・・・から始まる文書が変なのですけれども。ごめんなさい、独りごと。

○川村みこと委員 4ページの危機管理のところ、ちょっと私は気になったのですが、皆さんがどうかというところで。1番目の「区民の生命、身体及び財産、又は生活のへんを守るため」とあるのですが、何かこれだと、どちらかしか守らないような、「又は」というと何かどちらかみたいなのが。並びにとかではなく、どちらかなのか。

○鹿浜昭委員長 及びとかの方がいいかもしれないね。

○川村みこと委員 及びとか並びとか、そういった全てというような表現どうでしょうか、皆さん。

○鹿浜昭委員長 そうですね。「又は」と言うと、てんびんに掛かっているみたいな感じだね。

○★★委員 そう思いました。

○鹿浜昭委員長 了解しました。

○★★委員 これ、点にして、及びを一緒に持っていったらいいのではないですか。

○鹿浜昭委員長 読み直すいろいろなこと出てくるね。

○富田けんたろう委員 政務活動費の4で最後のところ、「不断の見直しを常に行うものとする」というところ、私が気になったのは、「常に」は要らないのかなど。「不断の見直しを行うものとする」。

○鹿浜昭委員長 しつこい。

○富田けんたろう委員 ここは、★★していいのかなというところと言うと、追加で3ページ。区長等との関係の3ですよ。今回修正いただきますけれども。「質問機会の拡充及び質問権、調査権をより行使するために」というところの「より」も要らないのかなど。何かその質問権とか調査権をシンプルに行使するために、会期中、文書で質問ができるよというところだと思うので。

○★★委員 ごめんなさい。私も今の区長等との(3)で、多分「強固」が入っていたから「より」だったのだらうと思ったのですが、何回も読んでいくと、でもこれはこれで有りという感じもしなくもないのですよ。やはり普通の議会質問と違って、更にその一段行使するという意味で、この文書質問というの。だから「より」なのかなとかね。

○川村みこと委員 そう言うのなら、「強固」も必要なのではないのかと私は思ってしまうのです。

○★★委員 だから、いや、あのとときの★★では、「より」と「強固」は、さっきのあれと一緒にですよ。同じような表現が続いているのではないですかというところで。だから、かといって「強行」を取って「より」だけ残すと富田委員言ったように何か・・・文法的に変ではないけれども何か・・・みたいなのもあって。でも取ってしまうとまたちょっと違うのかなと思ったり。これ、難しいですよ。

○川村みこと委員 私は「強固」を復活させてもいいかなと思います。

○★★委員 逆に「より」を取ってですか。

○★★委員 「更に」ですよ。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○鹿浜昭委員長 調査権を・・・。

○★★委員 「強固」というのは強いものね。より行使するために文書なんだ。

○川村みこと委員 文書で答弁が出るから、そのとおりやっていると、やはり議会軽視ではないかと私たちも言うので、やはり文書の質問というのは、「強固に行使」できる機会なのではないですかね。

○鹿浜昭委員長 その辺ちょっと事務局で考えていただいて。

○区議会事務局長 ちょっと今、具体的にお示しできませんが、少し考えさせてもらって、また見直したものをお示したいと思います。

○鹿浜昭委員長 他によろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鹿浜昭委員長 それでは、また何か気づいた点です。ね、次回また修正案が出てくるかと思しますので、そのときに、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、前回の委員会で御意見をいただいた一般質問の一问一答方式、委員会のインターネット中継の2点について、先日の各派幹事長会で検討していただきました。

その内容について、事務局から説明をお願いいたします。

○区議会事務局長 一言で申し上げますと、一致した意見とはなりませんでしたが、少しお時間をいただき、事務局からどこかのタイミングで、例えば一问一答方式はいろいろなやり方がございますので、こんな事例があるとか、あとインターネット中継ももう少し改めて、いろいろなやり方あると思うのですが、その費用感とかどこかでお示しをさせていただき、皆様でそこは共通認識を持てるようにさせていただければと思っております。

ちょっとまとまらなかったですけど、どこかでそのようなことを提供させていただきたいと思っ

ております。

以上でございます。

○鹿浜昭委員長 それは、何か講演とかではなくて、資料の提供ということですか。

○区議会事務局長 今、鹿浜委員長が言うのは、講演というのは、多分講師呼んでとかですか。その段階ではなくて、一问一答方式のいろいろな事例、あとインターネット中継、線を引くやり方もあったり、何か予算委員会、決算委員会みたいなやり方もあるので、その費用感とか少しお示しをして、共通認識を持つようにさせていただきたいと思っております。

○鹿浜昭委員長 ありがとうございます。

それでは、何か今の件に関して御意見いかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鹿浜昭委員長 よろしいですか。

第1段階として、そういう形で資料をいただくということで、それに沿って、また、方向性決められればというふうに思ひますので、よろしくお願ひいたします。

最後になりますが、次回の委員会の検討内容についてお伝えいたします。

今回は、固まった条例案の逐条解説案について、順次検討を進めていきたいと思っております。また、次回の委員会では、無党派議員から条例案について、意見をいただきたいと考えております。

会議規則第67条の委員外議員の規定に基づき、次回の委員会に、市川議員、野沢議員の出席を求めたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鹿浜昭委員長 よろしいですか。異議ある人は言ってください。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鹿浜昭委員長 それでは、そのように進めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。



○鹿浜昭委員長 次に、その他に移ります。

その他何かありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鹿浜昭委員長 よろしいですか。

それでは、以上をもって議会基本条例特別委員会を閉会させていただきます。

午後2時06分閉会

速報版